

# 「自動車騒音の大きさの許容限度」（昭和 50 年 9 月環境庁告示第 53 号） の一部を改正する案について（概要）

## 1. 背景

自動車騒音の大きさを定める許容限度（昭和 50 年 9 月環境庁告示第 53 号）では、中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第三次答申)」に基づき、新車時において市街地の走行実態を踏まえた加速走行騒音を評価している車両のうち消音器が変更されていない車両については、近接排気騒音を評価するため、欧州と同様に使用過程において新車時に測定した近接排気騒音値と同等の近接排気騒音値を求める規制（以下「相対値規制」という。）を導入し、近接排気騒音の悪化を効果的に検出している。

一方、後付消音器を装着した車両については、車両の種別毎に一律の許容限度を設けて規制する手法（以下「絶対値規制」という。）を適用している。

この中で、新車時の近接排気騒音値が後付消音器装着時の近接排気騒音の許容限度を上回る車両については、新車時の近接排気騒音値と後付消音器を装着した場合の近接排気騒音の許容限度との整合性を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、自動車騒音の大きさを定める許容限度について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正概要

新車時において市街地の走行実態を踏まえた加速走行騒音を評価している車両のうち、後付消音器を装着した状態においても新車時と同等の加速走行騒音を評価している車両については、後付消音器の評価時の近接排気騒音値と同等の近接排気騒音値を求める規制手法を導入することとする。

新車時において市街地の走行実態を踏まえた加速走行騒音を評価している車両（二輪自動車及び原動機付自転車に限る。）のうち、新車時に測定した近接排気騒音値と同等の近接排気騒音値（相対値規制の許容限度）が後付消音器の許容限度（絶対値規制の許容限度）を上回る車両については、後付消音器（上述の後付消音器を除く。）が装着された状態においても、相対値規制を導入することとする。

## 3. スケジュール

平成 29 年 10 月下旬を目処に公布・施行する予定。